

津市特別定額給付金給付事業実施要綱

令和 2 年 5 月 1 1 日訓第 4 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民の生活を支援するため、特別定額給付金を給付する事業（以下「特別定額給付金給付事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 給付対象者 令和 2 年 4 月 27 日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるものを含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 申請・受給権者 別記に掲げる者をいう。

(特別定額給付金の給付等)

第 3 条 本市は、申請・受給権者に対し、この要綱に定めるところにより、特別定額給付金を給付するものとする。

2 前項の規定により申請・受給権者に対して給付する特別定額給付金の金額は、給付対象者 1 人につき 10 万円とする。

(給付申請受付開始日及び給付申請期限)

第 4 条 特別定額給付金に係る本市の給付申請受付開始日は、第 6 条第 2 項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 給付申請期限は、第6条第2項第1号に掲げる郵送申請方式による給付申請受付開始日の翌日から起算して3箇月を経過する日とする。

(給付対象者のリストの作成)

第5条 本市は、特別定額給付金給付事業の実施に当たり、基準日時点の住民基本台帳における氏名、住所等を記載した給付対象者リスト（以下「リスト」という。）を作成するものとする。

(申請及び給付の方式)

第6条 本市は、リストに基づき、申請・受給権者に対し、市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）を送付するものとする。

2 申請・受給権者による申請及び本市による給付は、次の各号の申請方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意する観点から、第3号及び第4号に掲げる申請方式は、申請・受給権者が、第1号又は第2号に掲げる申請方式による給付が困難な場合に限り行うこととする。

(1) 郵送申請方式 申請・受給権者が申請書を郵送により本市に提出し、本市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) オンライン申請方式 マイナンバーカードを所持している申請・受給権者がマイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から電子申請を行い、本市が申請・受給権者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口申請方式 申請・受給権者が申請書を本市の窓口において提出し、本市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 窓口現金受領方式 申請・受給権者が申請書を郵送により、又は本市の窓口において提出し、本市が当該窓口等で現金により給付する方式

3 申請・受給権者は、特別定額給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、申請・受給権者本人による申請であることを証することとする。

4 申請・受給権者は、第2項第1号から第3号までに掲げる方式により特別定額給付金の申請を行うときは、振込みを指定する金融機関の口座内容が分かるものの写し等を提出し、又は提示するものとする。

(代理による申請)

第7条 申請・受給権者に代わり、代理人として前条第2項の申請を行うことのできる者は、原則として次に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日時点における申請・受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人、代理権付与の審判がなされた補助人等）

(3) 親族その他平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者で、市長が特に認めるもの

2 代理人が特別定額給付金の給付の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号に掲げる者である場合にあってはリストにより、同項第2号及び第3号に掲げる者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（給付決定及び給付）

第8条 市長は、第6条第2項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付を決定し、当該申請・受給権者（その代理人を含む。）に対し、特別定額給付金を給付するものとする。

（給付等に関する周知等）

第9条 市長は、特別定額給付金事業の実施に当たり、給付対象者及び申請・受給権者の要件、申請の方法、給付申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 市長が前条の周知を行ったにもかかわらず、申請・受給権者から第4条第2項に規定する給付申請期限までに第6条第2項の申請が行われなかったときは、当該申請・受給権者が特別定額給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請・受給権者の責めに帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段等により特別定額給付金の給付を受けた者があるときは、給付を受けた特別定額給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 1 2 条 特別定額給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和 2 年 5 月 1 1 日から施行する。

別記（第2条関係）

特別定額給付金の申請・受給権者は、当該申請・受給権者の属する世帯の世帯主（当該世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者））とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- (1) 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族等当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）（以下「DV等避難者」という。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していないものが、次のアからウまでに掲げる要件のいずれかを満たしている旨を本市に申し出た場合にあっては、当該DV等避難者
 - ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に掲げる事項に係る接近禁止命令又は同項第2号に掲げる事項に係る退去命令をいう。）が出されていること。
 - イ 婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関及び関係機関と連携してDV被害者の支援を行っている民間支援団体を含む。）が発行した確認書及び親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。
 - ウ 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日時点において満18歳に満たない者（平成14年4月29日以後に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日において、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある児童以外の者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を超えて在学している

場合を含む。)をいう。)をいう。以下「施設入所等児童等」という。)であって、基準日において、当該施設入所等児童等が入所等している施設等の所在地である本市にその住民票を移していない者

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（児童以外の者にあつては、保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。）の疾病、疲労その他身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により委託されている者に限る。）

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法の規定により入所措置が採られて障害児入所施設に入所し、若しくは同法の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（児童以外の者にあつては、当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所し、又は入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受け、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設の

ぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（２箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に規定する救護施設、更生施設若しくは日常生活支援住居施設に入所し、又は婦人保護施設に入所している児童等（２箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法の規定により同法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（児童以外の者にあつては、２箇月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

カ 児童福祉法の規定により母子生活支援施設に入所している児童等（２箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(3) 次のア又はイのいずれかに該当する者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、当該措置入所等障害者・高齢者が入所等している施設等の所在地である本市にその住民票を移していない者

ア 障害者（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）第２条第３項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第９条第２項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（２箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）第２条第１項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第２項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第９条第２項の規定による入所等の措置が採られている者（２箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている

者を除く。)

- (4) 基準日時点において、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていないいわゆるホームレスの者又は事実上ネットカフェ等に寝泊まりしている者であって、基準日の翌日以後、本市の住民基本台帳に記録されたものの
- (5) 基準日において住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると本市に申し出たもの（法務局等において無戸籍者として把握していることの証明を受け、市長が相当であると認めるものに限る。)